

令和3年度から

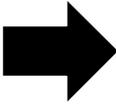
介護保険料

が変わります



65歳以上の方の介護保険料は、村が3年ごとに見直しを行っており、令和3年度からは第8期介護保険事業計画（令和3年度から令和5年度）に基づく新しい保険料になります。

平成30年度～令和2年度まで
基準額 5,650円（月額）



令和3年度～令和5年度まで
基準額 5,950円（月額）
基準額＝第5段階 71,400円（年額）

【令和3年度～令和5年度における所得段階と保険料】

所得段階	住民税課税状況	所得等の条件	保険料率	保険料（円） 上段：年額 下段：月額
第1段階	本人が非課税	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給している方 老齢福祉年金を受給している方 前年の合計所得額と、課税年金収入額の合計金額が80万円以下の方 	基準額 × 0.3	21,420
				1,785
第2段階			<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額と、課税年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下の方 	基準額 × 0.5
		2,975		
第3段階		<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額と、課税年金収入額の合計額が120万円を超える方 		基準額 × 0.7
			4,165	
第4段階	本人が課税	<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額と、課税年金収入額の合計額が80万円以下の方 	基準額 × 0.9	64,260
				5,355
第5段階【基準額】		<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額と、課税年金収入額の合計額が80万円を超える方 	基準額	71,400
				5,950
第6段階		<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額が120万円未満の方 前年の合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方 前年の合計所得金額が210万円以上、320万円未満の方 前年の合計所得金額が320万円以上、430万円未満の方 前年の合計所得金額が430万円以上の方 	基準額 × 1.3	92,820
7,735				
第7段階	基準額 × 1.5		107,100	
8,925				
第8段階	基準額 × 1.7		121,380	
第9段階	基準額 × 1.9	135,660		
		11,305		
第10段階	基準額 × 2.0	142,800		
		11,900		